

山口市歴史資料調査委員設置要綱

(設置)

第1条 山口市に関する歴史資料の調査を効率的に推進するため、調査委員及び補助員を設置する。

(職務)

第2条 調査委員は、山口市の歴史に関連する資料の調査、収集及び整理、執筆、編集等に当たるものとする。

2 補助員は、調査、収集、執筆、筆耕、校訂等に関する補助的業務を行う。

(委嘱)

第3条 調査委員等は、山口市の歴史に関連する諸業務に関し、専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 調査委員等の任期は2年とし、再任することができる。

(謝金)

第5条 調査委員等に対する謝金及び費用弁償等は、別に定める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。